

# 5月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和3年5月18日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、福山教育部次長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長、新田教育支援・相談課長、片岡中央図書館長、池本一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の基本方針</p> <p>(2) 令和3年度5月補正予算要求額について</p> <p>(3) 新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第5号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第6号 令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について <b>非公開</b></p> <p>議案第7号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について</p> <p>議案第8号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第9号 奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第10号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について</p>	

	<p>3 協議事項</p> <p>(1) 一条高等学校附属中学校について～教育課程について～</p> <p>(2) 一条高等学校附属中学校について～入学者選抜について～ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公開</span></p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 「令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の基本方針」は、了承した。</p> <p>(2) 「令和3年度5月補正予算要求額について」は、了承した。</p> <p>(3) 「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」は、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第5号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第6号 令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第7号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第8号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第9号 奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第10号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命については、可決した。</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 一条高等学校附属中学校について～教育課程について～は、意見交換・協議した。</p> <p>(2) 一条高等学校附属中学校について～入学者選抜について～は、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>事務局より資料の説明があればお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料につきましては、事前にお渡ししているとおりでございます。</p> <p>なお、議案第6号については、委員会終了後、資料を回収いたしますので、資料を机の上に置いたままご退出いただきますようお願いいたします。</p>

教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。</p> <p>ただいまから、5月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は私と畑中委員でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>まず、令和3年4月定例教育委員会の会議録の署名委員は都築委員でございますが、都築委員、いかがでしょうか。</p>
都 築 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日は傍聴人がございませんので、案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、教育長報告が3件、議案が6件、協議事項が2件の計11件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、議案第6号は人事に関する案件であるため、また、協議事項2は公開前の情報に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号及び協議事項2は非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>なお、教育長報告(2)「令和3年度5月補正予算要求額について」は、議会の議決を経るべき案件として通常は非公開としております。しかしながら、本件5月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として必要となる補正予算であり、緊急を要するため5月11日に市長専決により予算化されておりますことから、公開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>最初に、教育長報告(1)「令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書(歴史的分野)採択の基本方針」について、学校教育課長より説明願います。</p> <p>課長。</p>
学校教育課長	<p>市立中学校において使用する教科用図書につきましては、昨年度より使用いたしました令和3～6年度使用奈良市立中学校教科用図書採択において決定をされ、今年度より使用が開始されております。</p> <p>令和4年度に市立中学校で使用する教科用図書につきましては、通常であれば義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、原則として令和2年度と同一の教科書を採択しなければならない</p>

こととされております。

しかし、社会（歴史的分野）につきましては、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て自由社の新しい歴史教科書が新たに発行されることとなったことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により、令和4年度から使用する教科用図書について採択替えを行うことも可能となっております。

このことにつきましては資料の14ページをお願いしたいと思います。14ページからの文部科学省の令和4年度使用教科書の採択事務処理についての通知の中で、資料15ページになりますけれども、そちらの各事項中、1の（2）中学校用教科書の採択についての部分に記載をされております。

また、この通知につきましては、11ページ、13ページにありますとおり、県の教育委員会を通じて来ております。

その中では、（ア）の部分に、「採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり」、つまり中学社会（歴史的分野）のみであるということをございまして、「その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと」、また、（イ）には、「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること」と説明がされております。

以上の点を踏まえまして、奈良市教育委員会といたしまして令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の基本方針を定め、中学校社会教科用図書（歴史的分野）の採択を実施することといたします。

それでは、資料の1ページに戻っていただきましてそちらをご覧ください。

こちらの1ページは令和4年度使用中学校社会教科用図書（歴史的分野）採択の基本方針（案）でございます。この中の1及び2につきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、また、奈良市教育委員会のその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを示しております。

次に、3では、採択は中学校用教科書目録（令和4年度使用）に登載されている教科書の中から採択することとし、なお、先ほど申し上げましたように、令和4年度に使用される中学校教科用図書については、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることから、社会（歴史的分野）の採択のみを行うこととしております。

続きまして、4につきましては、採択における手順を3点にまとめております。

（1）教科用図書選定委員会のみを設置すること。（2）選定委員会では令和2年度の調査研究資料に自由社の「新しい歴史教科書」の選定資料を新たに追加し、再度調査をすること。（3）その評価結果を教育委員会でご審議いただくこととございます。以上、奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針としてまいりたいと考えておるところでございます。

続いて2ページをご覧ください。

こちらでは令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）の採択の手順を示しております。

まず、②にございますように、教育委員会が選定委員を委嘱または任命をいたします。選定委員会は教科用図書採択のための調査研究を行い、⑤にありますように調査研究結果を教育委員会に報告いたします。続いて、⑥にありますように、教育委員会は報告された研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定するという手順となっております。

資料の3ページから6ページには奈良市教科用図書選定委員会規則及び奈良市教科用図書選定委員会開催要領を示しております。

資料の7ページ以降には、令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書（歴史的分野）選定委員会委員名簿、申告書及び様式等を資料として添付しております。様式につきましては、本年度の教科書採択は、昨年度の継続の内容であること、公平性の観点から昨年度と同じ様式を使用いたします。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市中学校社会教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

新たに歴史的分野の教科書が出たということで、国が検定を通したので、そのことを踏まえて、歴史的分野のみにおいて、現在使っている教科書も含めて再度調査をするということですね。

そして、手順は従来どおりですが、今回は研究部会を置かないで選定委員会のみで調査研究してもらって、そして教育委員会に報告をいただいて教育委員会で審議をし、改めて採択をするという手順で説明を受けたと思いますが、各委員のほうからご意見よろしく願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

今、ご説明にはなかったのですが、7ページに、想定される選定委員会の委員の名簿で、もちろんだなたがということは、今、問題ではないんですが、3名であること、5名か3名か、偶数はまずいでしょうかという意見なんです、3名規模としていることの根拠と伺いますか、お考えと、それから、種目のところに1、2、3と番号振ってあって、歴史分野の方がお二人いらっしゃって、そのほかに空欄で1名と。この1名の方の役割等はどういうことをお考えなのでしょうか。

教 育 長

課長、お願いします。

学校教育課長

お答えをさせていただきます。

まず、選定委員のみを設置するということにつきましては、今回は1教

科1種目であるということと発行者が1社のみであるということであるので、選定委員会のメンバーのみで十分な研究ができると考えております。ですので、昨年度であれば選定委員が1名と研究部員が3から4名というそういう構成でありましたけれども、今回については種目が少ないということから、このような形で選定委員を3名というふうに考えているところでございます。

また、種目のほうは、歴史的分野ということを2名書かせていただいているところでございますが、こちらのほうは、社会科の中学校の教科を担当されている方ということで考えておまして、できれば歴史的分野の知識の豊富な方というのを想定しております。それ以外の、例えば地理的分野、そして公的分野の方も中には入ってくる可能性もあると考えますので、総合的に社会科全体を考える方も入れられるように考えております。以上でございます。

柳澤委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 この空欄のところは、分野にこだわらず、社会科全体を見て審議をしていただく人を入れるという意味ですね。

ほか、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

この件につきましては、特にご意見がないようですので、教育長報告(1)「令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書(歴史的分野)採択の基本方針」は了承いたします。

次に、教育長報告(2)「令和3年度5月補正予算要求額について」、中央図書館長より説明願います。

中央図書館長。

中央図書館長 失礼いたします。それでは、説明させていただきます。

資料の1ページ及び2ページをご覧ください。

図書館におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策取組の一環として令和2年度に図書の郵送サービス事業を実施してまいりました。この図書の郵送サービス事業は、令和2年度限定事業としているため、令和3年度の予算措置はございませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、令和3年度も図書の郵送サービス事業を継続して実施していく必要性が出てきたことから、郵送費、人件費等必要となる経費946万2,000円を予算要求し、5月11日付市長専決により予算措置がなされたものでございます。

以上でございます。

教育長 コロナ対策として、郵送での貸出し業務について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

これ、館長、やっぱりニーズというか、実績はかなり多いですか。

中央図書館長　そうですね、前年度につきましては一月大体1,000件前後、利用とか効果があったんですけども、本年度に入ってから、4月については800件ほど、5月に入ってからはまだ、ゴールデンウィーク、閉館ということになったんですけども、少し件数が増えている状況にあります。

教　育　長　　よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、教育長報告（2）「令和3年度5月補正予算要求額について」は了承をいたします。

次に、教育長報告（3）「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」、地域教育課長、教育支援・相談課長より説明願います。

地域教育課長。

地域教育課長　失礼いたします。それでは、教育長報告のほう説明いたします。2課にまたがっていますが、地域教育課のほうから一括して説明させていただきます。

まず、資料の1ページでございますが、こちらのほうは本市施設の公民館、公民館分館、黒髪山キャンプフィールドに関しまして、5月1日から5月31日までの間になりますが、奈良市特別警戒警報の発出に伴う新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のために施設のほうを休館させていただくということの報告になります。

このことに関しましては、奈良市の新型コロナウイルス対策本部会議において、感染症対策のために施設については原則休館を行うという方向性が出されましたので、それを早期に受けましてこの対応をさせていただくというものでございます。

資料1ページの4番以降については参考に条例等の根拠法令を書かせていただいておりますが、いずれも教育委員会の承認を得ることになっておりますので、本日ご報告をさせていただくものです。

続きまして、資料の2ページになりますが、こちらのほうは同様に教育センターの市民利用がある施設に関しまして、先ほどの公民館等と同じ期間臨時休館を行おうというものでございます。資料の4番以降は、こちら根拠法令ということで、同様に教育委員会の承認ということになってございますので、併せて本日ご報告させていただくということでございます。

説明のほう、以上でございます。

教　育　長　　この件に関しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
都築委員。

都 築 委 員      利用される市民の皆さんもご理解いただけると思うんですけども、特に何か市民からのご意見といたしまして、そういうものは届いているんでしょうか。全くないでしょうか。

地域教育課長      まず、地域教育課所管の公民館、公民館分館、それからキャンプフィールドに関してですけども、当初の緊急事態宣言等のときにはいろんな利用制限をこれまで加えてきたりとか臨時休館という措置をしてきています。そんな中で、館のほうには当初、ちょうど1年前ぐらいに、どうして普段どおり使わせてくれないのかとか早く開けてほしいということでお声をいただいていたのも事実です。このコロナのことがありまして、例えば公民館や公民館の分館というものは、市民の方にすごくニーズがあったり日々絶え間なく利用をされているということ、改めて担当者あるいは担当課としても知ったということがありました。

そんなことだったんですけども、今回のこの臨時休館に際しましては、特に市民の方からどうして使えないんですかとか使わせてほしいという強い声があったりとか、何か混乱が起きたりということはありませんので、一定ご理解いただけているものと思います。

むしろ、4月の下旬頃ですね、ちょうどコロナの状況が大変な状況になってきているときに、逆に公民館をこのまま運営し続けるんですかというようなご質問をいただいていたという状況ということになっています。

教 育 長      子供が特に多く利用しているところの教育支援・相談課長のほうから何かありますか。

課長。

教育支援・相談課長      教育支援・相談課でございます。通称キッズ学びのフロアと言っております9階フロアでの活動につきまして、既にお申し込みいただいていた件数がかなりございましたが、一つ一つ中止のご連絡をさしあげたところです。

学齢期のお子さんをお持ちの保護者の方ですので、既に奈良市に特別警戒警報が出ているということをご存じいただいております状態でのご連絡ということでしたので、特に中止に関してどうしてそのようになるのかという今回についての意見はございませんでした。

以上でございます。

都 築 委 員      ありがとうございます。

教 育 長      梅田委員、お願いします。

梅田委員 教育センターなどは子供たちの活動を休みの日も維持していくという大変大切な場でもあったということから、申込みも多かったということもあるかなと思います。実際に開催ができないという状態になったときに、様々なところで今、デモを使いながらでの活動をやって何か一緒にできるような活動の提案であるとかそういう発信をされているところではありますけれども、こういう時期に代替になるものとしてセンターからの発信ということについて、そこは考えておられるということはあるのでしょうか。

教育支援・相談課長 これまでも教材提供でありますとか動画配信サイト等を活用いたしまして、例えば星空の様子とかを発信してご視聴いただいているという実績がございます。

今回のように中止したときにどのようなことができるかということは、またこれからの検討課題であるかなというふうに考えております。

梅田委員 よろしくお祈いします。

教育長 今、梅田委員おっしゃった、例えば実験の様子をライブで流すことが可能なのかとか、いろいろ工夫はあるだろうというご指摘ですので、今後出たらじゃなくて、平時のときでも来られない方も参加できることも含めて、何かICTを使って幅を広げたそういう役割を果たせるようなものができたらいいのかなというご指摘だと思います。また検討を、今度じゃなくて、同時に始めてください。よろしくお祈いします。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

この件についてご意見、ご質問等がございませんので、教育長報告(3)「新型コロナウイルスの感染防止対策のための施設の臨時休館について」は了承をいたします。

次に、議案の審議に入ります。

議案第5号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。

課長。

地域教育課長 失礼いたします。それでは説明申し上げます。

資料の1ページになりますが、今回改正させていただく規則の改廃調書になります。

バンビーホームについては、近年の社会情勢、それから子供が少子化していく中でもニーズの高まりがあるということで、あるいは施設がそのせいで狭隘化したり、あるいは老朽化している施設もあるという状況の中で、いかに子育て支援であるとか子供の安全・安心な居場所を確保するということが、奈良市も特に力を入れているということもありますし、国を挙げて子育て支援をやっていくという状況の中で、国や県の施設整備補助

を手厚くいただけるということもございますので、近年、奈良市においてはバンビーホームの施設整備については特に力を入れて、毎年数件ずつではありますが、順番に増改築等の手だてをしていっているという状況になります。

今回、規則改正させていただくということに関しましては、昨年度に予算化をし、工事を手がけていたもののうち、昨年度に工事が完成しましたので、規則に書いてございます定員部分について改正しようとするものでございます。

具体的には資料2ページに規則の新旧対照表をつけてございますが、本日ご審議いただくのは富雄南バンビーホームの定員の変更ということでございます。富雄南バンビーホームについては、改築ということで旧のホームは解体撤去をいたしまして、新たに増床された施設が昨年度完成となりましたので、定員のほうを96人という形に変更させていただこうというものでございます。

ちなみに昨年度の予算で同様の増改築をしていたホームの案件についてはまだ、月ヶ瀬、それから都跡、辰市と3件の案件がございます。こちらのほうは工事のほうが昨年度に終わりませんでしたので今工事をしておりますが、この後6月から7月にかけて竣工していくという状況になっておりますので、工事の竣工、それから施設の設置が終わりましたら同様の手続をまた改めてさせていただくこととなります。そのことも加えて申し述べさせていただきます。

説明のほうは以上になります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 施設の拡大によって定員の改正を行うということでございます。バンビーホームの全容の報告は、今、課長のほうからあったと思うんですけども、この件に関してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

昨年度ですね、課長、予算でまだ3ホームが工事中であると、今年度の予算ではどこでしたか。

地域教育課長 今年度に関しては新規が3件ございまして、あやめ池、それから伏見南、それから六条、その3ホームの増築や改修につきまして、本年度は当初予算で確保し、着手していく予定でございます。

教 育 長 よろしいですか。  
梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員 定員のほうが64名が96名という形で増員することができているということですけども、この定員の考え方の話と、それから、実情から見たときに、ここは十分な状態に維持することができる状況になっているのかという点についてが、まず1点。

あと、新しいホームにおいて、改めて防疫対策というふうに留意をしてくださっている点についても教えていただけますでしょうか。

教 育 長            お願いします。

地域教育課長        まず、バンビーホーム、放課後児童クラブの施設の基準に関してですが、こちらのほう厚生労働省が定める基準で児童1人当たり1.5平米という基準が1つございます。

今回、富雄南バンビーホームについては96名という形の定員で開設させていただきますが、令和3年の4月1日付のこちらのホームの登録児童数というのを見てみますとちょうど100名ということになっております。毎日100人が来るわけでは多分ありませんので、登録児童数と施設整備後のこの定員の関係を見ていますと適切な状況になっているかなというふうに思います。

全体的な手だてや今後に関するお話も梅田委員からございましたが、私、先ほど申し上げましたが、ここ数年、おおむね大体3ホームから5ホーム、多いときには6ホーム手がけてきた年もありましたけれども、かなりなペースで老朽化や狭隘化の課題解消に取り組んできています。全体的な社会背景ということで申し上げますと少子化という状況ですが、共働きの方あるいは独り親の方が増えているということで、結果としては今のバンビーホームのニーズはマイナスに転じるというよりははまだ高まり続けていると思いますし、これは課としての見立てですけれども、まだしばらくこの傾向は続くかもしれないというふうに思っていますので、今後も児童数、保育のニーズ、高まりもしっかり注視をさせていただいて、国や県の補助などもしっかり踏まえ必要な手だてはさせていただく必要があるなというふうにバンビーホームとしては思っています。

梅 田 委 員        放課後の安全で安心な過ごす場所として、また建物のほうの計画もしっかりお願いできたらというふうに思います。

教 育 長            ありがとうございます。  
ほか、ご意見ございませんでしょうか。  
畑中委員。

畑 中 委 員        今お話もありましたように、今後も利用を希望する人たちが増えていくだろうということで、それに伴って施設の改築、それから定員の増ということが行われるというのは本当に大事なことだと思います。

また、学校の授業のない日の対応であったり、いろんなコロナ対策も含めて、バンビーホームの運営については日頃から十分いろんなことを検討された上で運営をしていただけているとは思いますが、支援員の方ですよね、定員増に伴ってそういった方に負担がかからないようにとい

うことと、それから、現在いろんな形で募集をしていますということ発信されていると思うんですけども、例えば学生の方であったり、今までその場にも実際来てもらえなかった年代層の方であったりそういった方が、こういうバンビーホームで働くというか活動できるような形というのも今後検討していく必要もあるのではないかなと思います。

地域教育課長　もちろん施設が広くなると、その分、支援員を置くようにしないといけませんし、近年、小中学校と同じように、バンビーホームにおいてもいわゆる気になる子供さん、支援必要な子供さんというか、増えている状況ということもございます。今、畑中委員、ご指摘いただいたように、施設だけではなくて、支援員のしっかりした体制の整備、確保というのは大切なことだと思っていますので、なかなかこの社会情勢、社会一般の状況として保育従事者の確保の難しさというところは、奈良市だけではなくてこれも全国的な課題ということになっておりますが、できるだけしっかりした体制を組めるように努力は本市において考えております。

教　育　長　支援員の確保とともに多様な年代の方の参加できる体制づくりをおこなってくださいということですので、よろしくお願いします。

よろしいですか。

ご意見がないようですので、議案第5号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございません。

各　委　員　異議なし。

教　育　長　異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおりに可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

課長。

いじめ防止生徒指導課長　失礼します。

まず、お手元の資料の5ページをご覧ください。

奈良市いじめ防止連絡協議会について、まずご説明申し上げたいと思います。

この委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき教育委員会がつくる組織でございます。いじめに関する奈良市の施策や取組についての意見交換を行い、学校と地域、そして関係機関等がいじめ問題の対応に係る連携を図ることを目的として開催するものでございます。

構成員といたしましては、学校、児童相談所、弁護士、医師、奈良市管

轄の警察、保護者代表、学識経験者、その他教育委員会が認める者の中から10人以内とし、委員の任期は2年、教育委員会が委嘱または任命いたします。

次に、資料1ページのこの表を見ていただけたらと思います。

今回、前年度に委嘱または任命をいたしました委員のうち3名の委員がそれぞれの組織の役職を退任されましたことから、後任の委員としてご推薦をいただいております梶祐吾奈良警察署生活安全課長、佐古智代天理警察署生活安全課長を新たに委嘱し、山口聡子三笠中学校長を任命しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長

今、資料5を用いていじめ防止連絡協議会の位置づけを説明いただき、そしてそこに解任、解嘱及び委嘱、任命等の案件を出していただいたわけですが、この件に関してご質問等ございませんでしょうか。

これは連絡協議会の性格として昨年度の実績というのは。

いじめ防止生徒指導課長

開催につきましては年1回開催という形でしております。

教 育 長

去年は1回開催をしたのですね。

いじめ防止生徒指導課長

はい、しました。

教 育 長

これは奈良市のいじめ防止対策に関して、個々の問題を議論するのではなくて、大きな枠組みの中で方向性というか、取組を協議いただくという場ですね。

いじめ防止生徒指導課長

はい。

教 育 長

ですので、こういう大きな組織の代表が入っているということですね。これは充て職によりますので、異動等による人の入替えということですね。

ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

都築委員。

都 築 委 員

それぞれの方々が専門性を持っておられて、その観点からいろいろとご意見をいただいていると思います。

一方、奈良教育大学の教授の先生、粕谷先生とおっしゃるんでしょうか、この方は特にどういうことがご専門でいらっしゃるんでしょうか。

いじめ防止生徒指導課長

お答えします。粕谷貴志先生です。奈良教育大学大学院で教育学研究科専門職学位課程の教職開発講座の授業を執っておられます。2017年4

月より教授となられているということで、基本的には、いじめ問題の解決能力を高める教師支援策の検討であったり、近年のいじめの問題の理解・対策、あるいは子供の自殺予防の現状と課題といったような分野において連携しておられる方でございます。

都 築 委 員 分かりました。ありがとうございます。またいろいろな連携を取って本当にいじめが、なくなりほしくないでしょうけれども、防止できるような対策を講じていただければと思います。

教 育 長 ありがとうございます。

今、都築委員おっしゃったように、大きな、昨年度は緊急事案で、ここでお諮りすることや、ご報告することはなかったということ、経過のものは1件あったと思うんですけども、コロナ禍の中では、それに関してのいじめや、差別の問題等々いろいろ社会問題としてあることから、アンテナを高くして学校現場にもご指導いただくようお願いしたいというふうなご意見でした。よろしく願いをいたします。

この件に関してよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定をいたしました。次に、議案第8号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、保健給食課長より説明願います。

保健給食課長 本市における児童生徒の結核の健康診断を実施し、結核の早期発見と予防に努め、健康の保持増進を図ることを目的として奈良市学校結核対策委員会を設置し、委員を委嘱及び任命するものです。

組織する委員は、保健所長、結核の専門家、学校医の代表、医師会の代表、学校長の代表、養護教諭代表などから、8名以内で組織いたします。

任期につきましては、委嘱または任命の日から令和4年3月31日まででございます。

各学校の内科健診時に学校医が問診票により結核対策委員会への報告が必要かを判断し、委員会に報告するものでございます。

判断項目といたしましては主に5つございまして、本人の結核罹患歴、本人の予防投薬歴、家族などの結核罹患歴、高蔓延国での居住歴、自覚症

状、BCG接種歴などの情報を基に、毎年約300名の児童生徒に対し精密検査が必要かを判断していただいております。

毎年6月下旬に委員会を開催させていただきまして、精密検査が必要な児童生徒は夏休み期間中に奈良市総合医療検査センターにて受診いただきます。

また、2回目の委員会を11月に開催させていただき、精密検査対象児童生徒の経過報告及び今後の対応等についてご協議いただいております。

保健給食課からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 結核対策委員会委員の委嘱と任命ということで、再任用が中心ということで、今、業務の内容と、それから検査対象の生徒等の実績も報告いただきましたけれども、特にご意見、ご質問等ございませんか。よろしくお願いいたします。

先ほど報告あった人数は、精密検査の対象となるかもしれない人数が、毎年約300人の児童・生徒がいるということですか。

保健給食課長 はい。

教 育 長 その結果を観察してということで、非常に公衆予防について一番大事なところなんですけれども、確実に診療いただいて、6月と11月の2回開催していただくということですね。

保健給食課長 はい。

教 育 長 特にございませんか。よろしいですか。質問等ありませんか。それでは、ご意見がないようですので、議案第8号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

それでは次に、議案第9号「奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」、教育支援・相談課長より説明をお願いします。

教育支援・相談課長 奈良市教育支援委員会につきましては令和2年度に2年の任期が満了となりましたので、新たに令和3年度、令和4年度の委員、調査員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

一覧となっております案をご覧ください。このたび委嘱または任命する委員、調査員でございます。

まず、上段の委員でございますが、こども園長1名、幼稚園長2名、小学校長1名、中学校教頭2名、小学校教頭1名、通級指導教室担当教諭3名、医師4名、学識経験者として奈良教育大学、通園施設、奈良市手をつなぐ親の会から各1名、子育て相談課子ども発達センターから1名、計18名に参加いただきます。なお、18名の委員のうち5名が新規となります。

続きまして、下段の調査員でございますが、小学校通級指導教室担当教諭7名、中学校通級指導教室担当教諭2名、小学校の特別支援教育コーディネーター5名、中学校の特別支援教育コーディネーター2名、小学校の特別支援学級担任が2名、小学校の通常学級担任が1名、加えまして盲学校、養護学校の教員が4名、母子保健課及び子育て相談課、子ども発達センターの心理判定員計2名、園の特別支援教育コーディネーターが4名、計29名に参加いただきます。なお、29名の調査員のうち14名が新規となります。

説明としては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長 特別な支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うための諮問を講じて決定をいただくという会議でございます。

このことについてご質問等よろしく申し上げます。

梅田委員。

梅 田 委 員 昨年度のこの調査の対象になった子供というのはどれぐらいの数があったのかということと、それに併せながら、今回の委嘱または任命をしていくこの人数について、その変化ということはあったのかということをお教えいただけますか。

教 育 長 お願いします。

教育支援・相談課長 昨年度、令和2年度の審査の数でいきますと、494件の審査をこちらでお願いしております。この数字は前年度に比べまして40名増加というふうな傾向になっております。年々審査の数というのは増えていることですので、今回、令和3年度、委員の数は18名と前回と変わっておりませんが、調査員のほうは前回まで21名依頼しておりましたものを現場の先生方中心に29名という設定で、審査に基づく相談のほうをこの調査員のほうに当たっていただきますので、人数のほうを増員したところでございます。

梅 田 委 員 それぞれの子供たちの教育環境というものは、適切な教育環境を与える

というそういう意味もあって、調査には非常に労力も伴い、様々な点についての協議をしていただくということになるのかと思いますけれども、適切な環境が子供たちの目の前にあることができるようにということで、しっかりと手続のほうも進めていただければと思います。

教 育 長

ありがとうございます。  
ほか、ご質問等ございませんでしょうか。  
課長、調査員の任期は、これは決まっていないんですね。

教育支援・相談課長

はい。規則で決められているのは委員の任期なのですが、慣例といたしまして2年続けてお願いするということになっております。

教 育 長

ここの委員の任期は2年ということなので、委員については新任の方が所属が変わってもそのまま、これは充て職でないので、これは2年続けて大体やっていただけるとのことなんですね。

教育支援・相談課長

そうですね。ちょっと場合によりますけれども、園長会のほうからご推薦いただいておりますので、退職されたりというところで、任期2年とお願いしておりますが、何名かその中で替わられるということとはございません。

教 育 長

そうですね。できたら、退職が分かっている1年で終わる、しかし任期は2年であるので、その考え方をしっかり持っていただくというのが普通の考え方なので、そこは相手様の推薦ということもあるんでしょうけれども、2年の任期の意味を、理解していただいたほうがいいのかというふうに思います。

ほか、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第9号「奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号「奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について」、中央図書館長より説明願います。

お願いします。

中央図書館長

図書館協議会の委員につきましては、資料3ページのとおり、図書館法

第15条で、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命すると規定されております。

また、資料4ページの奈良市立図書館協議会条例第2条で、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱または任命し、委員は10名以内で組織するとなっております。

今回、解任及び任命する委員は資料1ページのとおりでございます。

今回は、学校教育の関係者として任命しておりました鼓阪小学校、東畑年昭校長、富雄中学校、伊藤雅之校長が令和3年3月31日付で奈良市教育協議会学校図書館部会の部長を辞任いたしましたため、奈良市立図書館協議会委員を解任するとともに、その後任として学校図書館部会の後任者であります右京小学校、西村愛子校長、登美ヶ丘中学校、丸本佳則校長を後任として任命するものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年2月17日までといたします。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長

図書館協議会の委員の委嘱と任命ということについてでございます。このことについてご質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、畑中委員、お願いします。

畑 中 委 員

委員の方の解任、任命については承認したいと思っております。先日、事前説明のときに館長のほうから説明あったんですけども、学校の図書館と協議会が連携している学校もあるというような説明があったかと思うんですけども、直接議案とは関係ないかも分からないんですけども、学校図書館というのは、例えば卒業式であったり、私たちも見せていただくこともあるんですけども、学校はもちろん、保護者の方であったり地域の方が図書館の運営に積極的に参加されている学校があったり、もちろん司書の方がいろんな学校回られて情報も共有しながら子供たちのために図書館運営というのをされていると思うんですけども、今、委員の方のお名前見ておりましたら、実際に学校図書館の運営について関わっておられる方もいらっしゃるかなと思うんですけども、それから図書館のことについて専門の知識を持った先生方もいらっしゃるということで、今後、学校の図書館運営について、司書の方がいろんな情報をお持ちだと思んですけども、なかなか運営に結びつくところまで、業務のほうは忙しくてということもよく聞くんですけども、ぜひ、子供の居場所づくりとしての図書館の活性化ということで、この協議会とうまく連携を取りながら進めていただけたらなというふうに考えております。

中央図書館長

分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 都築委員、お願いします。

都 築 委 員 8名、委員がいらっしやって、ほかのいろいろな委員会等に比べまして女性の比率が非常に高いメンバー構成だなというふうに思います。考えられることは、どうしても子育てと図書館、読書ということというのは非常に関連性があるって、そこで子育てネットワークですとか子どもの本連絡会というような方が入ってくださっているのかと思います。

一方で、図書館に来られる男性を見ておりましたら、現役世代というよりは、一定お仕事落ち着いてから読書を楽しむ、研究資料を見るというようなことで、特にこのコロナの場合はそういう利用が多いかと思います。

それで、逆に男性委員が少ないということで、そういう男性のニーズというのでしょうか、それは男女で分けてはいけないかもしれないんですけども、やっぱり利用者という点で生活スタイルも違うし視点も違うと思うんですが、特にもう少し男性の声欲しいですとか、このメンバー構成について男女共同参画という視点からどのようにお考えでしょうか。

中央図書館長 全体的に女性が8名のうち6名ということで非常に多いとは考えております。男女共同参画ということの観点で考えますと、男性が多い、女性が多いという偏りというのがないのが一番いいのかなとは思っておりますので、今回はこういう結果になっておりますけれども、次回、また改選のときなどには検討していきたいと思っております。

都 築 委 員 図書館の在り方というのも随分と変わってきていると思いますし、生涯を通じて、生涯学習という観点から、従来の方も大切にしながら、また少し角度の違った見方をしてくださるような委員もぜひ委嘱していただければありがたいと思います。

中央図書館長 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。

畑中委員おっしゃった学校図書館の活性化ということで、ここ数年、図書館のほうから司書を派遣し、整理はかなりできている図書館もあり、きれいになりました。建物がどうこうというより、整理の仕方とか使い方というようなことも含めて、それを現場の教員も含めてしっかり生かして子供たちのそういう場所になれるように、また改めて指導してその活動を広めていきたいというふうに思っています。

都築委員おっしゃった部分については、いろんな視点からご指摘をいただく、示唆をいただくという、大事なことだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご意見がないようですので、議案第10号 「奈良市立図書

館協議会委員の解任及び任命について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決することと決定いたしました。  
それでは、続きまして協議事項に入ります。

今月の公開の協議事項のテーマは「一条高等学校附属中学校について」  
の教育課程についてでございます。

大体11時半ぐらいまでの目安で協議をいただけたらというふうに思  
っています。

それでは、教育政策課長のほうから説明をお願いします。

教育政策課長

失礼いたします。教育政策課でございます。

協議テーマは、奈良市立一条高等学校附属中学校、教育課程について、  
説明のほうさせていただきます。

1ページご覧ください。1ページ、教育課程についてでございます。

一条附属中学校では育てたい生徒像を定めております。育成を目指す資  
質・能力を、「論理的・批判的に考える力」、「問いを立て探究する力」、「基  
礎的な力」、「グローバル感覚」とし、それらの力を育むために特色ある教  
育活動をいたしまして、教科を融合したA r t s S T E Mなどを行って  
いこうと考えております。

それらの特色ある教育を行うために、授業コマ数ですが、標準では週当  
たり29コマのところを、5コマ増やしまして34コマに増やして実施し  
たいと考えております。しかしながら、授業数を増やすことによって生徒  
に過重な負担とならないように、発達段階を考慮いたしまして、1単位時  
間の標準時数50分のところを、5分短縮いたしまして45分で実施した  
いと考えております。このことにより、放課後の子供たちの多様な活動も  
保証できると考えております。

なお、一条高等学校の授業時間につきましても現状45分となっております。

2ページのほうをご覧ください。

こちらの表でございますが、こちらは一条附属中学校の3年間で実施す  
る各教科ごとの1週間の授業時数を表しております。数字の右に括弧の数字  
を表記しているんですけども、そちらは標準時数となっております。

標準時数につきましては、各教科の内容を指導するために要する基礎と  
して学習指導要領に示されたものでございまして、各学年、各教科の年間  
授業時数を下回って教育課程を編成することはできないとされております。

標準時数につきましては、50分授業を前提としております。一条附属

中学校では45分で授業を行いますので、時間が5分短いことで授業数、コマ数の追加が必要となっております。

例えば左上、中学校1年生の国語をご覧ください。標準時数は、括弧の中の数字ですが、週4コマに対しまして、一条で実施するのは4.5コマとしております。その下の社会に関しましては、標準時数週3コマに対しまして週3.33コマを一条のほうでは実施いたします。

また、下から3行目に、学校設定科目といたしまして論理表現を考えております。論理表現というのは全ての学習活動の基盤となる言語活動を育成するために設定したいと考えております。

一番下の行ですが、学校設定科目も含めまして年間の総授業時数につきましては、各学年とも、標準のほうでは5万750分に対しまして、2,800分多い5万3,550分を予定しております。

3ページ、時間割のイメージをご覧ください。

例えばですが、国語でしたら4.5コマを週実施いたしますが、この意味といたしましては、週4コマを実施いたしまして、それとプラス2週間に1コマ国語を授業するということを意味しております。

右側の時間割をご覧ください。例えば国語でしたら金曜日の1限目に国語/数とございますのは、2週間に1コマ国語を実施、1コマ数学を実施するという意味でございます。

表記が最も複雑な形になっております火曜日の7限目につきましては、8個書いておるんですけども、8週に2回、探究フロンティア、8週に3回、技術デザイン、道徳、特別活動、家庭科につきましては8週に1回実施することを考えております。

例えば技術デザインにつきましては、今の説明させていただいた火曜日の7限目と木曜日の7限目合わせまして、週1回プラス8週に3回ですので1足す8分の3で週1.375コマとなっております。

このように週3.4コマ、月火木金が7限、水曜日が6限の時間割を想定しております。

4ページをご覧ください。

4ページは、各学年、各教科の授業時間が標準の授業時間を上回っていることを計算して表した表です。表、3つあるんですけども、上から中1、中2、中3となっております。一番左の列につきましては1週間の数値を表しております。2列目、3列目、4列目、5列目は年間の数値を示しております。

1列目、①列につきましては1週間の授業時数です。小数点以下第3位まで表記されているのでややこしいんですけども、合計1週間で3.4コマ実施いたします。

②列に関しましては年間の授業時数ですので、年間35週ございますので、35を掛けた数字となっております。総数でしたら1,190コマ実施いたします。

3列目、③列につきましては、それを授業している分で表しております

ので、一条の中学校の授業時数は45分ですので45分を掛けまして、年間合わせて5万3,550分の授業をいたします。

それに対しまして4列、①列に関しましては標準事業時間を分で表したものでございます。例えば国語でしたら7,000となっているんですけども、そちらは、週4コマ、国語でしたら、標準実施いたしまして、それを35週50分実施いたしまして、4掛ける35掛ける50で7,000分となっております。

それを差し引きいたしますと、各学年、各教科とも標準授業時間を上回っておりますので、クリアはしております。一条で実施する授業数につきましては、標準を2,800分上回る形となっております。

続きまして5ページをご覧ください。

一条独自の学校設定科目である論理表現、名称は仮称でございますけれども、この科目について説明させていただきます。

一条附属中学校では特に言語活動を重視したいと考えております。全ての学習活動の基盤となっている能力を確実に育成するために、学校設定科目、論理表現を設定いたします。国語科、英語科の知識・技能をベースといたしまして、全ての教科が横断的に連携し、学びの基盤となる思考力、表現力を育成したいと考えております。

論理表現の充実といたしまして、言語能力を構成する知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を一体的に育成するために、思考力・表現力の目標を定めています。思考することにつきましては、情報を多面的・多角的かつ批判的に考察し、その特徴を明らかにできること。表現することにつきましては、全体構成や順序を推敲した上で、相手にとって分かりやすい言葉を用いながら、自分の意図をより効果的に相手に伝えることを目標としております。

指導方法につきましては、論理表現の時間においては、国語科と他教科の教員がティーム・ティーチングで問題解決的な学習指導に当たります。それぞれの役割といたしましては、国語科、外国語科の教員は、話し合いや討論、表現する際に必要となる知識・技能を指導いたします。その他の教科の教員につきましては、素材の選定や発想の転換、思考のポイントなどを指導いたします。

評価方法につきましては、中期的にはポートフォリオ評価を導入、短期的にはルーブリック評価を導入し、教員及び生徒が思考力・表現力の高まりを確認することができる、生徒が何ができるようになったかを実感できるような評価方法を工夫したいと考えております。

6ページをご覧ください。

論理表現では、スピーチやプレゼンテーション、パラグラフ・ライティング、ディベートなどを通して、全ての学習活動の基盤となる言語能力を育成したいと考えております。週1コマを考えておりますので、年間35コマ行います。

活動事例を2例示させていただきました。

活動事例の①スピーチ「自分を印象付ける自己紹介をしよう」ということで、例えば全4時間考えております。内容といたしましては、まず1時限目に関しましては内容の把握と解釈ということで、モデルとなる自己紹介をまず視聴いたします。次に言葉の役割や使い分けを理解し、構成・表現形式を分析いたします。2時限目につきましては、知識や得た情報を活用して自分の考えを形成し、場面、目的、聞き手などを意識しながら、考えを言葉にして自己紹介を作成いたします。表現ということで2時間取っているんですけども、3時限目、4時限目に関しましては、作成した自己紹介を発表し、他人の発表を聞き、自分のものの見方や考え方を広げ、深めるような取組をしたいと考えております。

活動事例②につきましては、パラグラフ・ライティング「観光と環境について自分の意見を書こう」ということで、全3時間考えております。最初、内容の把握と解釈に1時間、情報を読み解き、情報を多面的・多角的に精査する。2時限目が考えの形成・深化ということで、既有知識を活用するとともに新たな情報を収集する、知識や得た情報を活用して自分の考えを形成する。最後、3時限目ですけども、表現の段階といたしまして、段落構成や相手への伝わり方を考えて文章を書く、考えを形成し、深化させ、文章を推敲する。このような活動例を考えております。

教育課程についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ちょっと説明が長くなりましたけれども、授業時数の割当てを、特徴を持たせて他の中学校より授業時数を、6年間見通して時間割をつくるので、授業時数多く取りますということと、あと、特設の学校設定科目の論理表現の説明がありました。事前に説明していると思いますので、各委員からご覧いただいてご意見、ご示唆をいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

拝見しています。1ページ目のところの表現なんですけれども、「豊かなICT環境を活用した教育」というのは自信を持っておられるという証拠だと思うんですけども、普通、充実したICT環境とかというふうな表現かなと思うんですが、ただ、ICT環境をどう扱えるということが教育課程編成上見えてこないというのがちょっと気にはなりました。

2ページ目の、今の話と関連づけさせると、技術・家庭のところの技術デザインという内容があとのところではかなり時間数が多く、4ページ目では各学年とも他の教科に比べてはるかに多くなっているんで、単なる技術分野だけではないので、中学生が見て技術デザインということと従前の技術との関係がちょっと見えづらい。ですので、これは長く説明すれば分かるという話なんですけれども。

それともう一点は、ちょっと細かくなって申し訳ないんですが、論理表

現は言語表現のほうがいいのかないかなという気もするんですが、これは論理表現でも、中学生にとっては難しいかもしれませんが、理解可能だとは思いました。

ただ、論理表現の内容が国語・外国語となって、区分の中で外国語に対応する教科の範囲って英語ですので、むしろここはストレートに国語・英語とされたほうがいいのかではないか。ただ、これは校内でむしろ英語以外の幅広言語を考えているので、そのことを中1の子たちにも積極的に伝えたいという意図があるのはそれでいいんですけども、ここは中学生にとってはちょっと、最初の理解ができるのかなという気はいたしました。

それから、3ページ目の時間割表なんですけれども、私の希望で申し上げますと、ここについていうと、国・社・数・理・英というのが基本的には少ないということからいうと、生徒たちの自主的な活動が育まれるような教育をベースに構成されたほうがいいのか。つまり、今週はこれ、それぞれ8週でしょうか、分けて考えるよりは、例えば探究2コマ使ってやる、論理表現2コマ使ってやる、あるいは水曜の午後は1つの教科科目や論理表現などに充てるというそういう、45分のメリットがあるんでしょうけれども、子供たちが90分の授業に、大学生のときには90分授業通してやる人は少なく、間に、45分で5分ぐらい休憩入れているという話は聞いているんですが、そういったちょっと長い時間の授業経験をする、その中でじっくり、速習で詰め込み学習じゃなしに、生徒諸君のゆっくりした学びをサポートするというふうな場面設定もあったほうがいいのかないかなと思いました。

それから5ページ目の、質問に近いんですが、この最後のところ、中長期にポートフォリオで短期にループリック。この中長期と短期というのは1年間の中での中期か短期かということなのか、今後、完成に向けて、令和7年に向けて少し長期スパンで考えていくときに、改善を含めた中長期と単年度の短期ということなのかちょっと意味が取りづかったということでもあります。

最後のところは、プレゼンや、それからパラグラフ・ライティングのところがあって、でもこれ45分単位、ちょっときつい、あるいは思考を速習的に、促成栽培という意味なんです、仕上げようとするのが教員側に出ってしまうので、ここはじっくり考えてやっていくというふうな流れも、その意味で先ほど2コマ連続授業もあっていいんじゃないかと申し上げたんですが、というふうなところを感じました。

以上です。

教 育 長

それでは、先にご意見いただいて、お答えさせていただくということでよろしくをお願いします。

それじゃ、都築委員、お願いします。

都 築 委 員

1単位時間が50分から45分、5分短縮される、50分から5分削る

というのは結構大きな削減かと思うんですが、その分、生徒の負担過重にならないように単位時間を45分とするとなっているんですが、逆にそこが詰め込みにならないかといいたいまいしょうか、45分にぱくっと縮めて授業をするというのはなかなか先生の側の指導力も必要かとは思いますが、その辺何か、この5分を短くする工夫といいたいまいしょうか、こういうふうな指導方法を考えているというようなことがあるのかどうなのかというところなんです。ただ単に5分削って終わってしまわないかというような心配を感じております。

それと、論理表現ですけれども、これは非常によいのではないかというふうに思っています。今、大学生になってから、こういう言語力がついていないという学生が非常に多くて、大学に入ってから日本語の技法ですとか基礎ゼミというような授業が設定されておりまして、大学で学問するに足るような言語力を身につけようというようなことが大学でもされています。

ですので、中学校の早いうちから、それこそ成長段階に合わせて、まずスピーチなどの簡単なことから体系的に6年間かけて学んでいくというのは非常に大きな力になっていくと思います。今、プレゼンテーションですとかスピーチというのは中学校でも国語の授業でされていると思うんですが、何か形を教えるだけで、本当の言語力がついていのかどうかというところはいつも疑問に感じております。プレゼンテーション能力をつけるとか、コミュニケーション力をつけるということよく言われるんですが、何かそれが非常に形式的で、本当の言語が育っているのかどうなのかというところを常に感じております。ですから、そういう既存のものとはもう全く違う、本当に言語力を育てる中身の濃い授業にしてもらえたらというふうに感じております。

それと、あと一条高校、英語は、ツールとしての英語、この「ツール」という言葉の意味もしっかりと定義づけをしてほしいと思うんですが、英語で話をするにしてもやっぱりまずは日本語の言語能力がないと、言語力があって自分が何を言いたいかということをはっきりと物事を感じて考えるということが大事ですので、この論理表現という授業をぜひ一条独自のものとしてしっかりとやっていただいて、そしてそれを、全ての子供たちに必要なことですので、ほかの奈良市の中学校でも実施できるような、そういう科目にしてもらえたらよいのではというふうに感じております。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。  
畑中委員、お願いします。

畑 中 委 員

私も、学校選定科目、論理表現という、仮称ということですが、小学校のときに、自分の意見をまとめて発表するであったり、他人の意見を聞く、発表を聞くとか作文を書いたりということ、もちろん今までも行

ってきていると思うんですけれども、今後、いかに聞き手、読み手に分かりやすく自分の言葉と文章で伝えるか、その手法等の必要性というのを改めて学べる機会なんだなというふうに感じております。

それから、今現在、考え方とか価値観というのがすごく多様になってきている現代社会で、私たちもそうだと思うんですけれども、今までの話し方とか表現の仕方ではちょっと相手に伝わりにくいというようなことが起こってきているのかな、何かどちらかというところの独り言のようになっていくということもよく聞かれるんですけれども、この授業で学んだことというのが、学校生活であったり日常生活であったり、それから社会に出ても必要とされる力になっていくんだなというふうに感じております。中学生の段階でこのような表現力を身につけていくというのは本当に非常に重要なことだなというふうに考えております。

1コマ45分ということで、いろいろな学習活動というのが検討され、題材も検討されていくと思うんですけれども、なかなか、思考力・判断力・表現力というの、指導されて身につくというより生徒の中から出てくるもので磨かれていくというもの、そういった力でもあると思いますので、限られた時数にはなると思うんですけれども、できるだけそういったディベート、プレゼンとかそういうこと、数多くこなしていくことで身につけていくということもあると思いますので、この論理表現の時間と他の教科の授業ということもうまく連携を考えながら進めていってもらいたいのかなと思います。そうすると、先ほど先生おっしゃったように45分という時間というのが少し短いのかなということも思いますので、そしたら2コマくっつけて90分というような配分というのも考えられるのかなというふうに思います。

それから、先日の適性検査のサンプルをご覧になった小学校の管理職の先生とか教員の方が、これを見ると今までのやり方ではちょっと解けないなとか答えられないなというような話を聞いたことがあって、今後、小学校での授業の在り方であったり学び方、指導方法というのも検討されていく必要があると、そんな話をしていく必要があるということをおっしゃっていたんですけれども、附属中学校での学びというのは市内の中学校にも波及というか、していく必要があるということを見ると、こういった論理表現はじめとする附属中学校の学習活動というのが市内の中学校にも広げられて取り入れられるようにしていくことも大事だなと思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。  
梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

中学校と高等学校の6年間を見通した教育課程というものがどのように構成をされているのかということが、今回の一条高等学校の附属中学校というものの設置をするに当たって、まだその3年間があることによって

次の3年間でどう変わっていくのかという意味も含めて、その6年間の教育課程そのものをどのように考えていくのかということがとても大切なことだろうなと思っています。

今回は、まず中学校の第1学年の教育課程ということを中心にお示しをいただきましたけれども、その後の6年間というものをどのように教育課程の在り方として考えていくのかということ、全体も見ながら細部も作成をしていくという、そこを忘れないで進めていただければということがまず1点目です。

2点目として、単位時間を変更していることによって、それぞれの分単位での標準時数、時間との比較表を出していただきましたけれども、時間上で計算をしてクリアできるというのは、これはそうだろうと思いますけれども、ただ、内容面での特色が教育課程の編成において学校の特色としてより明確に見えるように進めていくことが大切かと思えます。

というのはどういう意味かということ、例えば5ページの論理表現について述べてあるところでは、2つ目にくくってある枠のところ、全ての教科は横断的に連携しという言葉が使ってあります。全ての教科が横断的に連携をしていくその核となる考え方がどのようなものであるのかということ、それぞれの違う教科の指導者もしっかり持っているということが必要だと思います。教科担任制というそういう指導の形態においては、こういう取組を進めていく上で時に課題となってこれが現れてくることがあります。やっぱり自分の指導する教科においては、自分の教科は指導をしっかりしていくんだけれども、ほかの教科の指導で何をどのように指導していいか、そこを把握し切れずに、それぞれが指導に当たっているということが往々にして起こる場合があります。それをなくして、学校全体で重点に持っているものは何なのかということの位置づけを教育課程においてしっかり位置づけるということが必要だというふうに思うわけです。

学校における教育課程の編成は毎年教育委員会に提出が求められるものにもなりますけれども、そこには学校教育目標を基に、今回のこの資料であれば、1ページ目の資料の次に、ここでは授業時数等が書かれていますけれども、そこをつなぐ意味で、教育課程編成に当たっての指導の重点をどのように考えて学校運営を進めていくのかということまでが記述されるものにもなるかと思えます。その段階において、どの学習活動においても論理的な思考力であったり探究力の育成ということが述べられて具体の指導場面につないでいく、実践を行うということを明示していくことが必要ではないかというふうに考えるわけです。

あと、今回、一番最後のページにおいて、6ページにおいては論理表現についての設定科目が具体化してどのようなものであるのかということ、を例示いただきましたけれども、この現状においても、例えば学習活動例の②で書いてあるこの流れというのは、似たような流れは小学校の高学年においても行っていたり、今現状での公立中学校でも行っていたりということがあるわけですが、その違いが分かるためには、多分ルー

ブリックがしっかりと出来上がった段階において見えてくるものでもあるかなと思います。

この新しい学校設定科目がだんだんと具体化していったら、どのような内容の学習を通してどのようなスキルと資質を身につけるかという年間計画の具体が見えることで、様々なことがもう少し議論にも上ってくるのではないかなというふうに思います。そこを待ちたいなと思います。

先ほどから出ております時間割については、やはり週1時間というぽつぽつとした実施においては、なかなか意識を継続して取り組むということの難しさは出てきますので、時間割の弾力的な運用によって指導時期を重点的に扱うということも必要になってくるのではないかと思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、今お答えできるところ、お答えをいただけますか。ご質問等あります。

教育政策課長

ご意見ありがとうございました。一つ一つお答えしていきます。

授業時間につきましては、50分から45分にいたしまして、詰め込みに教え方等も変わってというのはあると思うんですけども、その分、コマ数、授業する時間は同数確保しておりますので、対応はできるとは考えております。

続きまして、時間割なんですけれども、2コマ連続等を検討できると思うんですが、今ここで示している時間割は便宜上数を数えやすいようにほぼ1限目としておるんですけども、実際のところは午前、午後偏ることなく、クラス、教師で偏りがないように編制をしたいと考えておるんですが、2コマ連続で取り組むような場合は、例えば探究フロンティアや論理表現においても、そういうことが学習効果が上がるような、指導効果が上がるような状況であれば、そういうことは導入していけたら検討していきたいと考えております。

あと、論理表現につきましては、他の中学校でも実施するようなご意見をいただいたんですが、それにつきましては、各教科において言語活動の充実が重視されるよう学習指導要領の改正もされておまして、そのあたりの兼ね合いもございますので、そちらも研究を進めながら、一条高校で実施する論理表現の成果を市内の学校に広げていけたらと考えております。

論理表現の名称につきましては、実際、高校のほうで、例えば外国語科が論理表現という名称は指導要領で改正、示されておりますので、そのあたりの兼ね合いも考えた名称を決めていきたいと考えております。

今ご指摘いただいたところ、例えば柳澤委員のICTの環境活用ということについても、これ、もう前から言っているように横串ということでは、最後、梅田委員もおっしゃった全体の教科の中で、横断的なものが、何が重視されて何が帯にきちっとあるのかというようなことの一部にも含まれると思います。そこはきちっとここをどうやるのか、それイコール、例えば都築委員がおっしゃった、45分の5分大きいけれども、この5分をどうするのかという意味では、ICTを使って課題を家庭でやらせてきて、今までならそれを確かめたりとかいう部分を、うまくICTを活用して5分を生み出すと。または、最後に出た、学習のまとめをそのままをやるとかいろんなことが工夫の中で行われ、単に削るということだけではおっしゃっているとおりだと思います。

それから、梅田委員おっしゃった、その6年間の今は1年生を示しただけ、中学校の一部を示しただけですけれども、そこに大きな6年の中高の大きな出口が、いつもこれも議論されていましたが、出口どうなっているのか、入り口どうなっているのか、全体のカリキュラムの中でのこれを示すということ、次の中ではもう一度見えやすく、一定お示しすべきではないのかというふうに思っています。

それから、時間割の柔軟については、これもおっしゃるとおり90分のときもそれはもちろん必要ですし、こんな複雑な8週間に1回というふうなことは子供にとって定着するのかということについては、これも柔軟に対応できるように考えていただくといいことで、今ご意見いただいたものは全てまた議論をしてまたご検討いただくようにしていきたいと思えます。

私のほうからも、探究をさせるんだけれども、やはり探究した成果をアウトプットできるということ、まさしく正しい言葉、正しい理論を使ってアウトプットさせていく中で、自分の考え方や研究したことをしっかり伝えていって理解、共感を得る、そういう表現力を身につけていくことがまさしく探求の成果であろうと思えますので、ここを少し大事にしていけるように、もう一度、今細かなご指摘受けたところを練っていきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

ちょっと時間押してきましたので、またご意見をいただく機会をまたつくりたいと思えます。

これで、非公開を除く本日の案件は終了いたしました。

教 育 長	<p>それでは、非公開の議事に入ります。</p> <p>議案第6号「令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より説明願います。</p> <p>学校教育課長。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
学校教育課長	<p>議案第6号「令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より概要説明。</p>
	<p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
非公開案件	<p>協議事項(2)「一条高等学校附属中学校について～入学者選抜について～」</p> <p>テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換・協議を行った。</p>
教 育 長	<p>それでは、本日の全ての案件は終了いたしました。このほかにご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次回定例教育委員会の日程についてご連絡をいたします。</p> <p>6月の定例教育委員会は、今のところ6月29日火曜日の開催を予定しております。ただし、6月は議会開催の月でございますことから日程の変更の可能性がございますので、詳細が分かり次第、再度事務局より連絡させたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>これもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。</p>